

個人の《権利》と公共の《福祉》 ——対立とその止揚——

鈴 村 興太郎

1. はじめに

本日は意欲的なグローバル COE プログラムを推進中の北海道大学法学部のセミナーにお招きいただきまして、大変光栄に思っています。主として法学の専門研究者がご出席の場で、厚生経済学と社会的選択の理論を専攻する経済学者が個人の権利と公共の福祉に関する研究報告をするのは、随分僭越な話ではないかと思います。とはいえ、学問的背景を異にする研究者の間の意見交換であればこそ、シナジー効果を期待できるものではないかと考え、『個人の《権利》と公共の《福祉》——対立とその止揚——』という主題をあえて選択した次第です。

ご承知のように現代経済学は、公共《善》の観点に基づいて現実の経済システムを批判的に評価する課題とか、効率的な経済システムの設計可能性を検討する課題などと取り組む《規範的》アプローチと、現実の経済システムが備える性能を理論的・実証的に解明する作業に携わる《事実解明的》アプローチという 2 つの翼から構成されています。このうち、経済学の規範的アプローチを分担する研究分野は、厚生経済学と社会的選択の理論と称されています。私が冒頭で指摘して皆様の注意を喚起したい点は、伝統的な経済学の規範的アプローチを基礎付ける公共の《福祉》という公共《善》の観念は、個人の《権利》の社会的尊重という自由主義的な観念と、もともと折り合いが悪いという事実です。だからこそ、公共の《福祉》の増進と個人の《権利》の社会的尊重という 2 つの社会的価値の両立を保障する条件の発見は、経済学の規範的アプローチにとって非常に基本的な

課題となるのです。対立的な価値の整合化というわれわれの課題の性格を正しく理解するためにも、これら2つの社会的価値の対立の根源を、正確に把握する必要があります。この根源は、公共《善》という観念の生い立ちと密接に関連しています。この間の経緯を説明することから本論に入ります。

2. ベンサムの功利主義からピグーの【旧】厚生経済学へ

経済システムや経済政策の性能を評価するために伝統的な経済学が採用してきた基準は、各個人が持つ私的《善》の観念に基づいて構成される公共《善》の観念です。ここで私的《善》および公共《善》の観念の具体的な内容が問題ですが、ジェレミー・ベンサムの功利主義哲学の場合、各個人の私的《善》は彼が享受する《効用》によって把握されています。また、私的《善》すなわち私的《効用》を情報的基礎として公共《善》を構成するためにベンサムが採用した集計方法は、私的《効用》の社会的総和という加法的な集計方法でした。

現代経済学の規範的アプローチの出発点に位置するアーサー・ピグーの『厚生経済学』(初版1920年)は、彼がケンブリッジの倫理学者ヘンリー・シジウィックを経由してベンサムから継承した功利主義哲学に基づいています。それだけに、ピグーが建設した厚生経済学——現在では【旧】厚生経済学と称されています——が依拠する公共《善》の観念も、ベンサムに倣って社会的選択の《帰結》から人々が享受する私的《効用》を情報的基礎としています。このように、経済システムの是非を判断する情報的基礎を、施政者にとっての《統治の便宜性》や結果的に実現される《物質的な富裕度》などではなく、その経済システムに組み込まれた個人の主觀的満足の充足度に求めるベンサム=ピグーの規範的アプローチは、市民権の尊重という民主主義的な観点から明らかなメリットを備えていると認めるべきです。

ピグーが建設した【旧】厚生経済学に対しては、1930年代の経済学界を席巻した序数主義革命——これはポール・サミュエルソンが鋸造した表現で、従来の経済学が依拠した基數的で個人間でも比較可能な《効用》概念を駆逐して、序数的で個人間でも比較不可能な《効用》概念で置き換えて、

従来の経済学の実質的な内容を再検討する研究シナリオを総称しています——の一環として、ライオネル・ロビンズによる根本的な批判が提起されました。ピグーが依拠した公共《善》の観念の功利主義的な情報的基礎には科学的な根拠はまったくないというロビンズの批判は、ピグーの【旧】厚生経済学を経済学の科学的規律から追放するという重大な効果を持っていました。それだけに、ロビンズの批判の影響は非常に深刻なものでした。私的《効用》が序数的で個人間でも比較不可能な概念であることになれば、ベンサムが用いた私的《効用》の社会的総和という集計方法は、まったく適用不可能となってしまいます。そのためピグーの【旧】厚生経済学は、公共《善》の形成方法を完全に喪失することになるのです。したがって、彼が建設した経済学の規範的アプローチは、経済システムや経済政策の性能を評価する方法を持たないままで、羅針盤もなく漂流することを余儀なくされることになります。これは放置できない事態でした。

3. 【新】厚生経済学からアローの社会的選択の理論へ

経済学の規範的アプローチの危機と真っ向から対決して、新たな厚生経済学の基礎を構築する複数の試みが、1930年代の後半から開始されました。その結果誕生した【新】厚生経済学の一方の旗頭ニコラス・カルドア、ジョン・ヒックス、ティボール・シトフスキイは、経済システムに生じる変化から受益する人々と、犠牲を被る人々の間で補償の仮説的な支払いを認めて、全員一致を前提するパレート原理の適用射程を延長する機能を担う《補償原理》を導入して、序数的《効用》概念に依拠する公共《善》の観念を形成するひとつの論理的な道筋を開拓したのです。これに対して、【新】厚生経済学のもう一方の旗頭であるアラム・バーグソンとポール・サミュエルソンは、《社会的厚生関数》という新たな道具概念を導入して、序数的《効用》を情報的基礎として公共《善》の観念を形成する一般的な概念的枠組みを構成することに成功しました。これらの2つの意欲的な試みは、その細部においては確かに多くの差異を含んでいます。しかし、我々の観点から重要なのは、これら複数の【新】厚生経済学——【新】厚生経済学と称されても、実際には誕生以来すでに70年以上を経過したオールド・タイマーです——の共通点の方です。【新】厚生経済学の2つの

学派は、社会を構成する個人の主観的な評価を表現する序数的な《効用》の概念を、個人間では通約可能性を認めないまま公共《善》の観念を形成する情報的基礎として、共通して用いているのです。

序数主義的な経済学の規範的アプローチの建設に踏み出した【新】厚生経済学に対しても、誕生の直後からその論理的な整合性と倫理的な適宜性の観点から批判が繰り返されてきましたが、1950年代に至って非常に根本的な批判が提起されました。ケネス・アローの一般不可能性定理こそ、この本格的な批判の中核に位置する業績です。

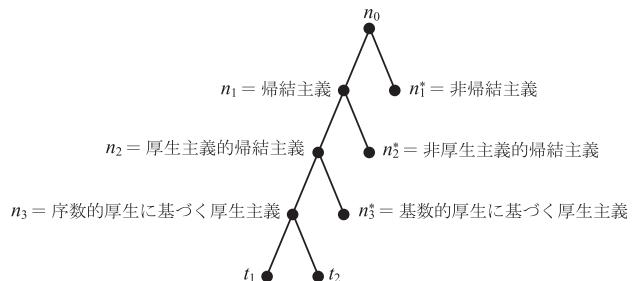
振り返ってみると、序数的《効用》を情報的基礎として公共《善》の観念を形成しようとした【新】厚生経済学のアプローチは、基本的にはアド・ホックなアプローチでした。なぜ補償原理は公共《善》の形成原理と看做すことができるのか、なぜ恣意的に前提された社会的厚生関数を公共《善》の表現方法として受け入れるべきかと真正面から問われれば、それに対する的確な解答を【新】厚生経済学者は提供できないからです。これに対してアローは、古典的な著作『社会的選択と個人的評価』(初版1951年、改訂版1963年)のなかで、序数的《効用》を情報的基礎として公共《善》の観念を形成する手続きないしルールそれ自体を公理主義的な分析の俎上に載せて、最小限の民主主義の要請——《定義域の広範性》の公理および《パレート原理》——と公共《善》の形成に必要な情報投入の最小化の要請——《無関連対象からの独立性》の公理——を満足する集計手続きは、必然的に《独裁的》なルールにならざるを得ないという衝撃的な定理を確立しました。アローの定理は、【新】厚生経済学を基礎付ける評価基準の恣意性を避けるために最小限の適宜性の要請を課すならば、その要請をすべて満足する序数的効用の社会的集計手続きは論理的に存在不可能であることを論証して、《新》厚生経済学の基礎に対して重大な疑問を提起したのです。

4. 公共《善》の情報的基礎の樹

公共《善》の形成の情報的基礎を理解するために駆け足で行ってきた厚生経済学の生成プロセスの展望は、ベンサムの功利主義から出発してピグーの【旧】厚生経済学、【新】厚生経済学の両学派——補償原理学派と社

会的厚生関数学派——を経て、アローの一般不可能性定理にまで到達しました。次のステップは、この予備的な考察が個人の《権利》と公共の《福祉》という我々の主題にもたらす重要なメッセージを、簡潔に整理することです。

第1図は、公共《善》の情報的基礎の樹と呼ばれる概念図です。この樹状図の基点 n_0 において、経済システムの設計や経済政策の構想に際して、公共《善》の評価基準を形成するための情報的基礎の選択に関して、我々が意思決定を行う立場に身を置いてみます。



第1図：公共《善》の情報的基礎の樹

注釈 t_1 = 個人間比較不可能な序数的厚生に基づく厚生主義； t_2 = 個人間比較可能な序数的厚生に基づく厚生主義。【新】厚生経済学とアローの社会的選択の理論の情報的基礎は、端点 t_1 に対応している。

どのような経済システムを設計しても、あるいはどのような経済政策を構想しても、設計されたシステムや構想された政策が実現された結果として、なんらかの社会的《帰結》が生じることは当然です。これらの帰結の《善》《悪》に関する判断から遡及して、その帰結に導くシステムや政策の《善》《悪》を判断する立場を、《帰結主義》と表現することにします。これに対して、システムの設計や政策の構想の《帰結》の重要性もさりながら、公共《善》に関する判断の情報的基礎を《帰結》以外の特徴をも考慮に含めて拡大して、システムの設計や政策の構想の《善》《悪》を一層広範な情報的基礎に立って判断する立場を、以下では《非帰結主義》と表現することにします。ここでいう《帰結》以外の特徴の典型例には、経済システムや経済政策の《手続き》的な特徴とか、そのシステムや政策のもとで選択可能になる代替的な選択肢の《機会集合》の豊穣さなどが挙げられ

ます。経済システムや経済政策の《善》《悪》に関する判断を下すためには、そのシステムや政策の《帰結》が実現される過程で個人のプライバシーへの侵害が発生するとか、施政者が選好する《帰結》の採択が市民に対して否応なく強制されるなど、個人の生き方・在り方の選択の自由に対して干渉が行われる可能性があります。この可能性を重視すれば、公共《善》に関する判断を支える情報的基礎を非帰結主義的な情報にまで拡張することは、非常に自然な選択であるように思われます。第1図の n_1 は《帰結主義》、 n_1^* は《非帰結主義》を表現する結節点であるものとします。

ところで、一口に《帰結》に基づいて公共《善》に関する判断を形成するといつても、《帰結》を描写する方法にはさまざまな選択肢があります。そのうち特に、社会を構成するひとびとが享受する主観的満足——《効用》ないし《厚生》——に基づく《帰結》の記述を情報的基礎として公共《善》に関する判断を形成する立場を、以下では《厚生主義的帰結主義》——さらに簡潔には《厚生主義》——と称します。これに対して、社会的選択の《帰結》を記述する際に、《効用》ないし《厚生》に関する情報の重要性を否定しないまでも、《帰結》を記述する《効用》ないし《厚生》以外の情報にも的確に目配りして公共《善》に関する判断を形成する立場を、《非厚生主義的帰結主義》——さらに簡潔には《非厚生主義》——と称します。第1図の結節点 n_2 は《厚生主義》の立場を、結節点 n_2^* は《非厚生主義》の立場を表現しています。

厚生主義に依拠して公共《善》を形成する方法は、その情報的基礎として活用される《効用》ないし《厚生》の概念の性質に関する仮定に応じて、さらに詳細に分岐します。厚生主義の内部における第1の分岐は、情報的基礎とされる《効用》ないし《厚生》の概念として《序数的》な概念を探択するか、《基數的》な概念を探択するかに応じて起こります。前者を探択する立場を《序数的厚生主義》、後者を探択する立場を《基數的厚生主義》と表現するのは、全く自然な命名法であるといつてよいでしょう。第1図の n_3 は序数的厚生主義、 n_3^* は基數的厚生主義を表現する結節点です。

最後に、序数的厚生主義と基數的厚生主義は、採択される《効用》ないし《厚生》の概念が個人間で比較可能性を持つか、持たないかに応じて、それぞれ2つの選択肢へと分岐します。第1図に部分的に記入されているように、社会的評価の情報的基礎の選択肢は、《個人間比較不可能な序数

的厚生主義》、《個人間比較可能な序数的厚生主義》、《個人間比較不可能な基數的厚生主義》、《個人間比較可能な基數的厚生主義》をそれぞれ表現する最終的な端点 t_1, t_1^*, t_2, t_2^* へと分岐します。ただし、第1図の必要以上の混雑を避けるために、端点 t_2, t_2^* はこの図には書き入れないでおきました。公共《善》の情報的基礎を整理した第1図は、これでひとまず完成しました。

5. 規範的経済学の情報的基礎

第1図をさっそく活用すれば、経済学の規範的アプローチが辿ってきた生成プロセスを、公共《善》の情報的基礎という統一的な観点から整理して理解することができます。情報の樹の基点 n_0 において、功利主義に依拠した法学者・法理学者ベンサムは、《帰結》の善悪から遡及して経済システムや経済政策の善悪を判断するという主旨で、帰結主義の結節点 n_1 に進みました。これとは対照的に、ジャン=ジャック=ルソーやコンドルセのようなフランス革命期の思想家たちは、侵犯不可能な人権概念を重視して、非帰結主義の結節点 n_1^* に進んだものと解釈できます。

明らかに、功利主義者ベンサムは《帰結》の善悪を判断するための情報的基礎を個人間比較可能な基數的厚生主義に求めて、端点 t_2^* に直行しました。【旧】厚生経済学の創業者ピグーも、公共《善》に関する判断基準をベンサムから継承していただけに、同じ端点 t_2^* までベンサムと歩調を合わせました。しかるにロビンズの批判によって、この立場の科学的根拠に対しては強い懷疑の念が広範に抱かれるようになりました。この懷疑に捕われた経済学者たちは、端点 t_2^* に到達する手前で立ち止まって情報の樹状図を始点 n_0 に向かって引き返すことを余儀なくされたわけですが、彼らの大部分は、基点 n_0 はいうまでもなく、帰結主義を表現する結節点 n_1 までも、引き返そうとはしませんでした。多くの経済学者たちは厚生主義を表現する結節点 n_2 で踏み留まり、ベンサム流の基數的個人間比較可能な《効用》ないし《厚生》概念を放棄して、これを序数的個人間比較不可能な《効用》ないし《厚生》概念で代替することを選択して、厚生経済学の新たな基礎付けを発見する作業へと突き進んだのです。その結果誕生した【新】厚生経済学の2つの学派は、公共《善》の情報的基礎に関する限りでは同一歩調をとって、個人間比較不可能な序数的厚生主義の

端点 t_1 に辿り着きました。また、【新】厚生経済学の2つの学派の立脚点を批判的に比較・検討するために、アローの社会的選択の理論も公共《善》の情報的基礎を個人間比較不可能な序数的厚生主義に求めました。こうして第1図の端点 t_1 は、現代の規範的経済学の主流の情報的基礎をほぼ網羅的に包摂する状況にあるといって差し支えないのです。

6. 個人の自由主義的な権利と社会的選択のパレート効率性：センの定理

我々の主題である個人の自由尊重主義的な《権利》の概念を導入する準備は、これですべて整いました。ここで、社会的選択の理論の創設者アローが、彼の記念碑的な業績である一般不可能性定理をはじめて学会で発表した際の、興味深いエピソードに触れたいと思います。第3節で既に紹介したように、アローは私的《善》を表現する個人的選好順序のプロファイルを集計して、公共《善》を表現する社会的選好順序を形成するプロセスないしルールに対して、最小限度の民主主義の要請——定義域の《広範性》および《パレート原理》——と、公共《善》の形成に必要とされる情報投入の最小化の要請——《無関連対象からの独立性》——を課せば、そのもとで適格性を備えたプロセスないしルールは必然的に独裁的なルールにならざるを得ないという衝撃的な定理を証明しました。この報告を聞いた聴衆のなかには、カナダ人の政治学者デヴィッド・マッコード・ライトがいて、報告者アローに激しい批判を浴びせたと伝えられています。ライトの批判の論点は、アローが公共《善》の形成ルールに課した要請のなかには、個人の自由主義的な権利の社会的尊重を保障するという主旨の要請が含まれていないという指摘でした。チェアマンを勤めた計量経済学者ローレンス・クラインと報告者アローの対応に憤慨したライトは、セッション・ルームを飛び出して廊下でクラインとアローはコミュニケーションだと叫んでいたと伝えられています。皮肉なことに、ライトの批判に答えることは、アローにとって容易な業であった筈なのです。アローが実際に挙げた少数の公理でさえ両立不可能な要求なのだから、個人の自由主義的な権利の社会的尊重を追加的に公理として要請すれば、適格なルールの存在不可能性はさらに深刻化することだからです。とはいっても、自由主義的な権利

の社会的尊重という要請をどのような方法でオペレーションナルな公理として表現するかという興味深い問題は、アロー＝ライトのエピソード以降、20年以上にもわたって未解決なまま放置されることになりました。この問題にひとつの解決をもたらした貢献こそ、*Journal of Political Economy*, 1970に公刊されたアマルティア・センの有名な論文 “The Impossibility of a Paretian Liberal” でした。

わずか6ページという短いこの論文のなかで、センは個人の自由主義的権利の社会的尊重という要請にひとつのオペレーションナルな表現を与えました。彼の議論のエッセンスは、以下のように整理できます。まず、《社会状態》という用語は、個人の福祉や厚生に関係をもつ社会のあらゆる特徴を、網羅的に記述した表現です。そのとき、

(F_1) 2つの社会状態 x, y の間に存在する唯一の差異は、ある特定個人 i の私的な特徴のみである、

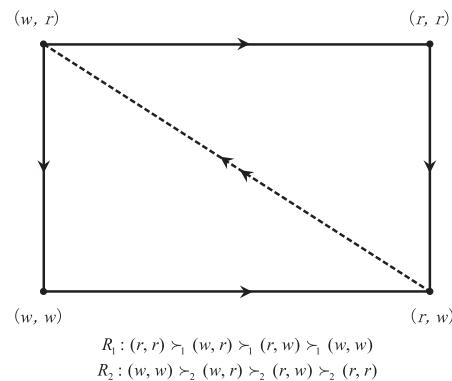
(F_2) この個人 i 自身は社会状態 x を社会状態 y よりも選好する

ものとします。この場合、社会状態 x を選ぼうとすれば選べる選択状況において、実際には x とは異なる社会状態 y が選択されるならば、個人 i の私的な特徴だけで異なる選択肢間で社会的選択を行う状況において、最も関連が深い個人 i 自身が表明する個人的な選好が、社会的に尊重されていないことになります。このような結果が決して生じることがない場合、すなわち、(F_1) と (F_2) という2つの条件のもとでは、

(F_3) 社会状態 x, y を含む任意の選択状況において、個人 i が選択肢 x よりも低く評価する選択肢 y が、 x を差し置いて社会的に選択されることは決してない

場合には、この社会は個人の自由主義的な権利を社会的に尊重すると考えるのが、センが導入した公理のエッセンスなのです。

自由主義的権利の社会的尊重という要請に操作性を持つ定義を与えたセンは、自らの定義の重要なインプリケーションを抉り出すことによって、伝統的な厚生経済学と社会的選択の理論の情報的基礎に対して本質的な問題提起を行いました。彼の議論のエッセンスは、第2図を用いて簡潔に述べることができます。



第2図：パレート派リベルアルの不可能性

第2図は、個人1と個人2で構成される社会において、個人の自由主義的権利の社会的尊重という公理と、個人の一一致した選好は社会的に尊重されるというパレート原理が、必然的に対立する状況を示しています。その他の事情はすべて固定して、2人の個人がそれぞれ白いシャツ(w)ないし赤いシャツ(r)を選択できるものとします。したがって、実現可能な社会状態は(w, w)、(w, r)、(r, w)、(r, r)の4つの選択肢に限られます。例えば(w, r)は、個人1が白いシャツ、個人2が赤いシャツを着ている社会状態です。また、実現可能な社会状態の集合 $S = \{(w, w), (w, r), (r, w), (r, r)\}$ の上で個人1、個人2が表明する選好順序は、以下のものであるものと仮定します。

個人1の選好順序 $R_1 : (r, r) \succ_1 (w, r) \succ_1 (r, w) \succ_1 (w, w)$,

個人2の選好順序 $R_2 : (w, w) \succ_2 (w, r) \succ_2 (r, w) \succ_2 (r, r)$.

例えば、 R_1 の冒頭に書かれた $(r, r) \succ_1 (w, r)$ は、個人1が社会状態 (r, r) を社会状態 (w, r) よりも選好することを表現しています。その他の表記の意味はこれに準じて明らかでしょう。この状況では、機会集合 S から社会的に選択される選択肢の集合——《選択集合》—— $C(S)$ に対して、センが定式化した個人の自由主義的権利の社会的尊重の要請は以下のような制約を課すことになります。

$$(r, r) \succ_1 (w, r) \Rightarrow (w, r) \notin C(S); (r, w) \succ_1 (w, w) \Rightarrow (w, w) \notin C(S),$$

$$(w, w) \succ_2 (w, r) \Rightarrow (w, r) \notin C(S); (r, w) \succ_2 (r, r) \Rightarrow (r, r) \notin C(S).$$

また、この状況でパレート原理を尊重する社会的選択は、以下の制約に服することになります。

$$\{(w, r) \succ_1 (r, w) \& (w, r) \succ_2 (r, w)\} \Rightarrow (r, w) \notin C(S).$$

したがって、個人の自由主義的権利の社会的尊重の要請とパレート原理を遵守する社会的選択は $C(S) = \emptyset$ とならざるを得ません。この事実は、個人の自由主義的権利を社会的に尊重しつつパレート原理をも遵守することは、論理的に不可能であることを例示しているのです。

これはひとつの例の分析に過ぎませんが、センが発見した論理的な問題を一般化して表現することは容易です。まず、社会を構成する個人は n 人いるものとして、 $2 \leq n < +\infty$ であることを仮定します。また、可能な社会状態全体の集合を X で示して、 $3 \leq \#X$ であることを仮定します。ここで $\#X$ は、集合 X 内の要素の数を示していて、無限個の選択肢がある場合も排除しないでおきます。次に、各個人 $i \in N$ が社会状態に対して表明する個人的な選好順序を $R_i \subseteq X \times X$ と書き、個人的な選好順序のプロファイルを $\mathbf{R} = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ と書くことになります。集合 X の非空有限部分集合の集合族を Ω と書き、その要素 $S \in \Omega$ を社会的選択の《機会集合》と呼びます。個人的選好順序のプロファイル \mathbf{R} が与えられたとき、このプロファイルに集約された人びとの選好評価のありさまを反映しつつ、社会的選択の機会集合から行なわれる選択を、 Ω の上で定義される社会的選択関数 $C(\cdot : \mathbf{R})$ で表現します。そのとき、任意の機会集合 $S \in \Omega$ からの社会的選択は、 S の部分集合 $C(S : \mathbf{R})$ で示されることになります。

この枠組みを用いれば、社会的選択ルールに対してセンが課した要請は、以下の3つの公理として表現することができます。

定義域の広範性（UD）

社会的選択ルールは、論理的に可能な限りで任意の個人的選好順序のブ

ロファイルに対して、 Ω の上で定義される社会的選択関数 $C(\cdot : \mathbf{R})$ を決定することができる。

個人の自由主義的権利の社会的尊重（LR）

個人的選好順序の任意のプロファイル $\mathbf{R} = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ が与えられたとき、任意に特定された個人 $i \in N$ の私的な関心事においてのみ異なる2つの社会状態 x, y に対して、個人 i 自身が x を y より選好している場合には、 x を含む任意の機会集合 $S \in \Omega$ に対応する選択集合 $C(S : \mathbf{R})$ には、個人 i 自身が x と比較して低く評価する y が含まれることがあつてはならない。

パレート原理（P）

個人的選好順序の任意のプロファイル $\mathbf{R} = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ が与えられたとき、任意の2つの社会状態 x, y に対して、全個人が一致して x を y より選好している場合には、 x を含む任意の機会集合 $S \in \Omega$ に対応する選択集合 $C(S : \mathbf{R})$ に、 y が含まれることはあつてはならない。

Sen (1970; 1970/1979, Chapter 6*) は、公理 **UD**、公理 **LR**、公理 **P** を満足する社会的選択ルールは、論理的に存在しないことを論証しました。これが《パレート派リベラルの不可能性定理》(Impossibility of a Paretian Liberal) と呼ばれるセンの不可能性定理なのです。

センの不可能性定理以降の自由主義的権利を巡る膨大な研究に関しては、節を改めて簡潔に考察したいと思います。本節の最後に、センのオリジナルな研究が持つ2つの特徴に対して、私のコメントを述べておきたいと思います。

第1に、アローの不可能性定理と比較して、センの不可能性定理は2つの点で顕著な相違を含んでいます。第1の相違は、アローの枠組みに対する批判のひとつの焦点とされてきた《集団的合理性》(Collective Rationality) の前提——すなわち、社会的選択集合はある社会的選好順序の最適化という条件によって動機付けられているという前提——が、センの枠組みには登場しないということです。第2の相違は、アローの定理の論証で、隅々に到るまで決定的な役割を果たした《無関連対象からの独立性》

(Independence of Irrelevant Alternatives) の公理が、センが要請した公理群には登場しないということです。この2つの相違は、アローの定理とセンの定理のそれぞれの意義に関しても、重要な相違を生むことに留意すべきです。この点をさらに追求することはそれなりに興味深い研究課題なのですが、この報告の観点からは捨象することにしても差し支えないと思います。

第2点は、まさにこの報告の主眼目に関わる問題であり、社会的選択の情報的基礎という観点からパレート派リベラルの不可能性定理を検討する作業と深く関わっています。第4節で導入した公共《善》の情報的基礎の樹を、ここでもう一度参照して下さい。センが用いた公理のうちで、パレート原理は明らかに厚生主義的な情報的基礎に立つ規範的な要請です。これに対して、個人の自由主義的な権利の社会的尊重の公理は、ある特定された個人の私的な関心事のみで異なる2つの社会状態に適用される原理です。そのため、任意に採り上げた社会状態の順序対 (x, y) に対してこの公理が適用可能であるかどうかを判断するためには、明らかに厚生情報を持つだけでは不十分です。2つの社会状態 x, y の記述的な特徴を比較して、 x と y がある特定個人の私的な関心事のみで異なるか否かを確認しない限り、この公理の適用可能性に関する判断はできないからです。別の表現をすれば、センが導入した個人の自由主義的な権利の社会的尊重の公理は、公共《善》の情報的基礎の観点からいえば、非厚生主義的な原理に他ならないのです。こうなってみると、センが確立したパレート派リベラルの不可能性定理は、厚生主義的な要請の代表例であるパレート原理と、非厚生主義的な要請の典型例である個人の自由主義的な権利の社会的尊重を要請する原理が、論理的に衝突せざるを得ないことを示しているのです。

一般的にいって、ある原理への批判には、その原理がさまざまな論脈で示す含意のなかに、我々の直觀と明白に対立する例があることを指摘する《事例含意的な批判》(Case Implications Critique) と、当該公理に優るとも劣らない説得力を備えた別の公理と当該公理が原理的に対立せざるを得ないことを論証して、当該の公理の原理的な支持可能性に疑問を提起する《原理対立的な批判》(Conflicting Principles Critique) があります。この用語法を活用していえば、センの不可能性定理はパレート原理という厚生主

義的な要請に対して、原理対立的な批判を提起する重要な成果であるということができます。厚生主義に対するセンの粘り強い批判の根底には、パレート派リベラルの不可能性定理に依拠する原理対立的な批判があるといつて差し支えないのです。

7. 個人の自由主義的権利と社会的選択のパレート効率性：論争の焦点

このように重要な意義を担うセンの自由尊重主義的な権利論に対しては、その公表当初からさまざまな批判が提起されてきました。この論争の経緯と評価に関して詳しくは、Suzumura (1996; 2010a) に委ねたいと思います。本節では、(a) センの権利論の基本的特徴の確認、(b) センの権利論に対する代替的な権利論として Sugden (1985) および Gaertner, Pattanaik and Suzumura (1992) が提唱した《ゲーム形式の権利論》(Game-Form Approach to Rights) の課題とその特徴、(c) 自由主義的権利を巡る社会的な選択と分権的なゲームとの関係を明らかにする鈴村の議論 [Gaertner, Pattanaik and Suzumura (1992); Pattanaik and Suzumura (1994); Suzumura (1996; 1999; 2010a)] を簡潔に述べるために留めたいと思います。

(a) センの権利論の基本的な特徴

センの公理 **LR** は、特定個人の私的関心事のみで異なる社会状態のペア (x, y) に対して、その個人に特定の《権能》(Power) を賦与する形で表現されています。しかもこの権能は、それを賦与された個人が社会状態に対して表明する選好に依存する決定権という形式を持っています。この特徴を捉えて、センが個人に賦与する権利の本質は、《選好依存的な拒否権》(Preference-Contingent Power of Rejection) であると表現することができます。センの権利論に対する批判の多くは、《自由主義》(Liberalism) とか《自由尊重主義》(Libertarianism) という名称のもとに根強く主張されてきた自由観と、選好依存的な拒否権として捕捉されるセンの自由観との間には、架橋し難い大きな齟齬があるという直観に根差して提起されているのです。

(b) 代替的な権利論：ゲーム形式の権利論

伝統的な自由主義ないし自由尊重主義の権利觀のエッセンスは、どのように捕捉できるのでしょうか。ジョン・スチュアート・ミル [John Stuart Mill (1859/1977)]、フリードリッヒ・ハイエク [Friedrich von Hayek (1960)]、ロバート・ノジック [Robert Nozick (1974)] などの自由觀を通底する特徴として、ひとは彼の周辺に個人的な《保護領域》(protected sphere) を賦与されていて、その内部では他の人々の干渉や強制を受けずに選択する自由が保障されているべきことが要請されています。この意味における《選択の自由》(Freedom of Choice) の社会的な保障のなかにこそ、伝統的な自由主義ないし自由尊重主義のエッセンスがあるといって差し支えないのです。

この素朴な自由觀に対しては、セン自身によっていくつかの問題点が指摘されています。以下ではセンの批判の代表的な論点に触れ、それに対する反論も述べておきたいと思います。

副次的喫煙の例 (1)

英國鉄道の列車内に公式のアナウンスメントが掲示され、「同乗者が反対される場合には、喫煙をお控えください」と書かれています。この列車内には嫌煙家であるアンと愛煙家であるフレッドが同乗しているものとします。そのとき、アンに対しては {同乗者の喫煙に反対する、同乗者の喫煙に反対しない} という2つの私的な選択肢の間で《選択の自由》を保障して、フレッドに対しては {喫煙する、喫煙しない} という2つの私的な選択肢の間で《選択の自由》を保障すれば、2人の乗客が《選択の自由》を行使する結果として、「アンは同乗者の喫煙に反対するが、フレッドは委細かまわざ喫煙する」という副次的喫煙の強制が起こる事態を、排除できないことになります。フレッドの喫煙がアンに副次的喫煙を強制する事態は、明らかに英國鉄道が列車内に掲示して要請したルールに違反しています。■

センがこの例を用いて示したことは、喫煙のように当事者以外にも影響を及ぼす行為に対して《選択の自由》を素朴に認める自由觀では、人間の行為の相互依存性が顕著な社会において、個人の自由を実効的に保障する

ことは不可能だという洞察でした。この洞察は正しいと思います。しかし、副次的喫煙の事例に対して的確な対応を内在化する《選択の自由》の定式化は、決して不可能であるとは思われません。

副次的喫煙の例（2）

英国鉄道の例において、アンには $\{s_1, s_2\}$ 、 s_1 = 同乗者の喫煙に反対する、 s_2 = 同乗者の喫煙に反対しない、という2つの私的な選択肢の間で《選択の自由》を保障するとともに、フレッドには $\{t_1, t_2\}$ 、 t_1 = 同乗者が反対すれば喫煙を自制するが、同乗者が反対しなければ喫煙する、 t_2 = 同乗者が反対するか黙認するかに関わらず、公共の場では喫煙を自制する、という2つの私的な選択肢の間で《選択の自由》を保障するものとします。そのとき、英国鉄道が掲示したルールを遵守しつつ、2人の乗客に《選択の自由》を認めることは完全に可能になるのです。■

副次的喫煙の例の教訓を活用して、我々は古典的な《選択の自由》という観念に基づく自由尊重主義的な権利論を、正確に定式化することができます。まず、以下のように記号を整備して、《ゲーム形式》(Game Form)という概念を定義します。

$N = \{1, 2, \dots, n\}$ ($2 \leq n < +\infty$) : 社会を構成する個人の集合。

X ($3 \leq \#X$) : 社会状態全体の集合。

Σ_i ($i \in N$) : 個人 i が自由に選択できる《戦略》(Strategy) の集合。

$\Sigma = (\Sigma_1, \Sigma_2, \dots, \Sigma_n)$: 《戦略プロファイル》全体の集合。

$g: \Sigma \rightarrow X$: 戰略プロファイルに帰結を対応させる《帰結関数》(Outcome Function)。

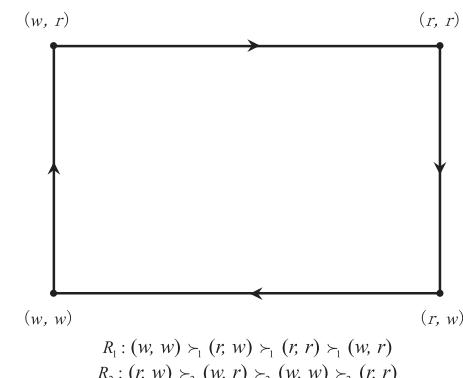
$\gamma = (N, \Sigma, g)$: ゲーム形式。

ゲーム形式という概念は、直観的な意味で《ゲームのルール》(Rules of a Game) と呼ばれる観念を、正確に形式化したものに他なりません。事実、社会状態の集合上で定義される個人的選好順序のプロファイル $R = (R_1, R_2, \dots, R_n)$ が与えられたとき、 $G = (\gamma, R)$ はまさしく《ゲーム》(Game) となるのです。ゲーム形式の権利論とは、個人の自由主義的権利のエッセ

ンスを表現する最善な方法は、許容される戦略集合からの《選択の自由》と、許容されない戦略の《選択の禁止》によって表現する方法であるという主張に他ならないのです。

ゲーム形式の権利論の骨格が説明されたこの段階で、2つの重要な注意を述べておきたいと思います。第1点は、ゲーム形式の概念それ自体には、個人の自由主義的権利との必然的な関係はないという事実です。実際、ゲーム形式で表現される状況には、対立する2つのマフィア集団の抗争戦略と、その社会的帰結を表現するものもあり得ます。このように、ゲーム形式のなかには、個人の自由主義的権利の社会的尊重という要請とは全く無関係なものも含まれています。ゲーム形式の権利論の本質は、個人の私的権利の社会的尊重という要請を表現する最適な形式的枠組みであるという事実にあるのです。したがって、ある所与のゲーム形式が自由主義的権利を表現しているかどうかという実質的な判断は、そのゲーム形式の構成要素に与えられる解釈に委ねられているというべきなのです。

注意を喚起したい第2点として、ゲーム形式の権利論は選好依存的拒否権を本質とするセンの権利論に対する代替的な権利論を提供するのみならず、センの権利論に対する批判の手段という機能も担っています。この点を説明する手段として、第3図を利用することにします。



第3図：センの権利論 versus ゲーム形式の権利論

1's maximin strategy = r ; 2's maximin strategy = w

$(r, w) = \text{maximin equilibrium}$

The social choice of (r, w) is an infringement on 1's libertarian right
in the sense of Amartya Sen.

第3図に描写された状況は、第2図に描写された状況と基本的に同じです。唯一の相違点は、実現可能な社会状態の集合 $S = \{(w, w), (w, r), (r, w), (r, r)\}$ の上で2人の個人が表明する選好順序が、以下のように仮定されることです。

個人1の選好順序 $R_1 : (w, w) \succ_1 (r, w) \succ_1 (r, r) \succ_1 (w, r)$,

個人2の選好順序 $R_2 : (r, w) \succ_2 (w, r) \succ_2 (w, w) \succ_2 (r, r)$.

この状況をゲームとして理解すれば、支配戦略均衡はいうまでもなく、ナッシュ均衡も（純粋戦略の範囲内では）存在しないことは明らかです。したがって、いずれの個人にとっても適切な戦略の選択は相手の戦略の選択次第となって、両者は不確実性のもとにおける選択の問題に直面していることになります。いま、個人1も個人2も不確実性のもとでの合理的選択の原理として《マキシミン原理》にしたがうものとすれば、容易に確認できるように第3図の状況での《マキシミン均衡》は、 (r, w) であることになります。この均衡状態は、誰の権利を侵害することもなく、2人の個人の合理的選択の結果として実現されたものですが、センの選好依存的拒否権としての権利論によれば、 (r, w) の社会的選択は個人1の権利の侵害であるといわざるを得ないです。Gaertner, Pattanaik and Suzumura (1992) が指摘した2つの権利論がもたらす対照的な結論は、2つの権利論が異なる考え方であることを示すのみならず、センの権利論への内在的な批判として強い迫力を持つものなのです。

(c) 権利の3段階論：権利の定義・権利の賦与・権利の実現

自由尊重主義的な権利論の考察の最後の論点として、Pattanaik and Suzumura (1996) および Suzumura (1996) が導入した《権利の3段階論》を説明しておきたいと思います。この考え方によれば、権利を巡る成熟した考察には、3つの段階があります。権利論の第1段階は、権利概念の的確な表現方法を巡る考察です。センによる選好依存的拒否権としての自由尊重主義的な権利論や、《選択の自由》に基づくゲーム形式の権利論などは、第1段階の権利論の典型例です。ところで、ジャンニ・ジャック＝ルソーなどの自然権思想はともかくとして、現代の権利論は、権利の存在根拠、

権利の社会的賦与方法、権利相互間の整合性などの問題に、無関心であることは許されないというべきです。これらの問題を分析の俎上にのせる試みこそ、権利論の第2段階である権利の《初期賦与》(Initial Conferment)の問題と取り組む社会的選択の理論です。ひとはなぜ、どのような手続きで私的権利を社会的に賦与されるのか、また、賦与された私的権利がお互いに衝突することなく、整合的に行使可能であるためには、どのような条件が必要とされるだろうかという問題の考察は、権利の社会的選択の理論の重要な課題です。最後に権利論の第3段階は、第2段階で社会的に選択されて人々に賦与された権利が行使されて、最終的な社会状態が実現される場において、帰結の社会的効率性の要請と権利の社会的実現の要請との間の整合性を保障する条件を探索する研究です。

センの最初の問題提起以降、自由尊重主義的な権利論を中心として、権利論の3段階のそれぞれについて、膨大な分析が蓄積されてきました。これらの分析の一層の詳細に关心をもたれる方々には Suzumura (2010a) の参照をお願いして、権利論のジャングルはこれでひとまず通り抜けることにしたいと思います。

8. 非帰結主義的な規範理論の意義と射程

センによって嚆矢を放たれた権利論は、厚生経済学と社会的選択の理論を中心とする公共《善》の理論に対して、究極的にになにをもたらしたのでしょうか。この問題を考えるために、第1図の公共《善》の情報的基礎の樹を、もう一度参照して戴きたいと思います。センのパレート派リベラルの不可能性定理は、厚生主義の最も基本的な柱となるパレート原理と、選好依存的拒否権の形式で表現された個人の自由主義的権利の社会的尊重の公理が両立不可能であることを論証して、パレート原理に対する原理対立的な批判を提出しました。センによる自由主義的権利の定式化には強い批判があり、ゲーム形式の権利論という代替的権利論さえ提案されて、広い承認と支持を確立しているとはいえ、センによる厚生主義批判には、自由主義的権利の定式化の差異を越えて、重い意味があるのです。事実、センの権利の定式化をゲーム形式の権利の定式化で置き換えるも、実際にはパレート原理と自由主義的権利の間の論理的対立の不可避性は、それだけ

で解消できるわけではないのです。

このように、厚生主義の情報的基礎に対して無視できない批判が存在する以上、公共《善》の情報的基礎の樹を遡及して、厚生主義に拘束されない情報的基礎を探求する作業に関心が向かうのは、自然なことだというべきです。その際、厚生主義への性急なコミットメントは避けるにせよ、帰結主義の枠組みは依然として維持しつつ、《帰結》を記述する厚生以外の情報を積極的に取り入れて非厚生主義の情報的枠組みを採用する選択は、ひとつの可能な対応方法です。とはいえ、ゲーム形式の権利論という代替的な権利論をもう一度振り返ってみると、ここでは個人の自由主義的権利の本質は

- (1) 許容された戦略からの《選択の自由》、
- (2) 許容されない戦略の《選択の禁止》

という2つの《手続き》的な特性のうちに求められていて、権利行使の《帰結》には全く明示的な言及がないことに気付きます。別の表現をすれば、ゲーム形式の権利を賦与された社会の公共《善》を考察するための情報的枠組みは、実は帰結主義の情報的枠組みさえも突き抜けて、【非】帰結主義の情報的枠組みを要請することになるのです。これは重要なメッセージです。

ベンサムの功利主義から出発した我々の考察は、センのパレート派リベラルの不可能性定理を踏み台として、【非】帰結主義の情報的枠組みを真剣な検討対象にする必要性を理解する段階に辿り着きました。それでは、【非】帰結主義の情報的枠組みを採用すれば、どのような新たな眺望が開拓されることになるのでしょうか。以下では2つの可能な進路を示唆することによって、【非】厚生主義的な情報的基礎に立つ規範理論の肥沃で未開拓な大地に予備的なサーチライトをあてたいと思います。

第1の可能性は、選択の結果として実現された《帰結》に加えて、その《帰結》が選択された《機会集合》の豊穣さまで考慮に取り入れる《善》の評価方法を開発することです。この方法に一定の意義があることは、次の例を考えれば明らかだと思われます。

競争的な財市場で消費財バンドル x^* を購入した消費者は、彼の所得 $M > 0$ と競争的価格ベクトル $p > 0$ が規定する予算集合 $B(p, M)$ のなかで、彼の選好に照らして最善の選択肢であればこそ、 $x^* \in B(p, M)$ を

選択した筈です。そのとき、選択の機会集合を予算集合 $B(p, M)$ から一点集合 $\{x^*\}$ に縮小して、この消費者に対して「消費財バンドル x^* はあなたの予算集合 $B(p, M)$ のなかで最善の選択肢だったのだから、機会集合が一点集合 $\{x^*\}$ に縮小しても、あなたの満足にはなんの影響もない筈ですね」というものとします。この問い合わせに「影響なし」と答えるひとは、生粋の帰結主義者であるといってよいでしょう。これに対して、予算集合 $B(p, M)$ からの選択と一点集合 $\{x^*\}$ からの選択は、いずれの場合の選択結果も等しく x^* であるとはいって、《選択の自由》を行使できる前者と、選択の余地がない後者とでは、私の満足には重大な違いがある、と反論するひとは、《選択の機会》に内在的な価値の存在を認めるという意味で、非帰結主義者であるというに相応しいと思います。この違いを的確に捕捉する分析の枠組みを開発して、帰結主義者と非帰結主義者を公理的に特徴付けたうえで、帰結主義者と非帰結主義者が共存する社会においてはアローの一般不可能性定理にどのような影響が及ぶかを明らかにした研究として、興味を持たれる方々には Suzumura and Xu (2001; 2003; 2004) の参照をお願いしたいと思います。

第2の可能性は、選択の結果として実現された《帰結》に加えて、その《帰結》をもたらした選択《手続き》の内在的価値をも考慮に取り入れる《善》の評価方法の開発です。選択の《帰結》と選択の《手続き》を複眼的に視野に収める分析の必要性を示す事例は、数多く挙げることが可能です。例えば Suzumura (1997) は、父親が3人の少女にケーキを分配する状況を設定して、次の2つの分配方法を比較しました。第1の分配方法は、父親が自らナイフをとってケーキを三等分して、3人の少女に分け与える方法です。第2の方法は、父親が少女たちにナイフを渡してケーキの公平な分配を決定するように委ねる方法です。その際に、3人の少女が相談の上で決定した分配が平等分配であれば、分配されたケーキの量という《帰結》の次元でいう限り、2つの分配方法の《帰結》は同じ平等分配になります。とはいえ、この2つの分配方法の間には非常に重要な差異があり、この差異を見逃すような評価方法には重大な欠陥があるといわざるを得ないのです。なぜならば、第1の分配方法は3人の少女にケーキ分配の決定に参加する権利を全く認めていないのに対して、第2の分配方法は分配の決定に参加する権利を少女たちに提供しているからです。この重要な差

異を的確に把握する方法は、規範的分析の情報的基礎を《帰結》に関する人びとの私的《善》を表現する評価順序のプロファイルから拡張して、《帰結》とその背後にある社会的な《手続き》のペアに対して定義される評価順序のプロファイルを、規範的分析の情報的基礎として採用する方法です。

このように拡張された情報的基礎は、なじみの薄い概念であることは事実です。とはいえ、これは決して奇矯な考え方ではありません。究極的な《帰結》の例として2つの《社会状態》 x, y をとり、これらの《帰結》をもたらす社会的選択の《手続き》の例として2つのゲーム形式 γ, θ をとります。そのとき、ある個人 i の拡張された評価順序 R_i^* が $(x, \gamma)R_i^*(y, \theta)$ であれば、「個人 i の評価によれば、《帰結》 x をゲーム形式 γ という選択手続きに基づいて実現することは、《帰結》 y をゲーム形式 θ という選択手続きに基づいて実現することと比較して、少なくとも同程度に望ましい」ことを意味することになります。この主旨の比較は直観的にも十分理解できる考え方であるように思われます。一例を挙げましょう。かつて香港の中国への返還に際して鄧小平は、有名な《黒ネコ・白ネコ論》——黒ネコであろうと白ネコであろうと、ネズミを捕るネコはよいネコだ——を唱えました。その主旨は、返還以前に資本主義経渓として繁栄を謳歌した香港を中国に取り戻す際に、香港に経済的繁栄をもたらした資本主義経渓のメカニズムを敢えて清算すれば、ヒト、モノ、カネが返還以前に香港から逃避する危険があることに配慮して、香港の返還後の中国で一国二制度論を貫徹するためでした。この議論は、徹底して現実主義者であった鄧小平が、我々の用語法でいえば（極端な）帰結主義者であったことを示唆しています。

端緒についたばかりの非帰結主義的な規範理論の一層の展開は別の機会に譲ることにして、この報告の最終段階ではこれまでテーブルに載せることを遅らせてきた新たな問題を提起して、将来の規範理論のアジェンダをさらにお示しすることにしたいと思います。

9. 《権利》の世代間衝突の可能性

前節までの考察では、社会を構成する全ての人々は同時に共存して、原則的には一堂に会する可能性を持つことが、暗黙のうちに仮定されていま

した。しかし、個人の《権利》と公共の《福祉》に関わりを持つ重要な問題のうちには、関連性がある人々は時間軸に沿って交替的に登場して、決して共存する機会がない多くの世代さえ含まれています。本節では世代間構造を含む重要な社会的選択の問題の例を2つ挙げて、これまでに議論した問題点以外に経済学の規範的アプローチが考察すべき新たな問題点を、簡潔に指摘したいと思います。これらの問題点の多くは現状では未解決なまま残されています。したがって、本節は今後の考察の深まりが期待される問題点のサンプルの提示に留まらざるを得ないことを、予め申し上げておきたいと思います。

(1) 長期的な環境的外部性：地球温暖化問題の論理と倫理

現在我々が直面しているグローバルな環境的外部性の問題は、従来の経済学の規範的アプローチの根本的な見直しを要求しているように思われます。地球温暖化問題を具体例にとれば、その原因となる温暖化ガスの大量な排出と蓄積の歴史は、少なくとも産業革命期にまで遡ります。それだけに、過去世代は温暖化ガスの蓄積に対する責任の一端を担うべきであるにも関わらず、彼らはすでに歴史のかなたに姿を消しているため、現在世代が直面する地球温暖化問題に対する責任を彼らに分担させる手段はありません。また、地球温暖化の影響が本当に深刻化するのは、数十年先の将来世代に至ってからだといわれています。そのため、温暖化の《被害者》が《加害者》に補償の支払いを請求するとか、《加害者》の選択に《被害者》が修正を要求する機会や手段は、ほとんどなきに等しいといわざるを得ません。そもそも温暖化の《加害者》と《被害者》は従来の公害問題のように峻別されてはいないという事実に、我々は注意を払う必要があります。なぜならば、温暖化ガスは生産活動からのみ発生するわけではなく、消費活動からも必然的に発生するからです。むしろ、地球上のすべての人々が《加害者》でもあり《被害者》でもあるという点に、地球温暖化問題のひとつの本質があるというべきなのです。地球温暖化に対処する制度設計に際しては、これらの事実を全て明確に意識することが必要です。

地球温暖化問題のように長期にわたる環境問題には、もうひとつの難問がつきまとっています。特定の将来時点で地球上に登場する世代は、現在からその時点に至る経路上の全世代が行う選択次第で、異なる人格の持ち

主となるという問題——この問題を将来世代の《可塑性》(Malleability) の問題と称します——です。例えば、現在世代が温暖化対策として自家用車の使用を制限して、公共的な交通機関の利用にコミットする場合としない場合とでは、長期的には人々の社会生活と人生設計に大きな差異が生じて、将来世代の人格と福祉の基礎に、顕著な相違が生まれることが予想されます。前節までの考察を踏まえると、将来世代の《可塑性》という問題は、将来世代の福祉への配慮をどのような情報に依拠して構想するべきかという新たな問題を提起することに、皆様は容易にお気付きになる筈です。

温暖化ガスの蓄積に責任の一端を担う過去世代の大部分はもはや存在せず、温暖化問題の最も深刻な影響を被る将来世代はいまだ存在しないという第1の特徴と、将来世代のアイデンティティがそれに先立つ世代の選択次第で可塑的であるという第2の特徴は、地球温暖化問題に対する経済学の規範的アプローチの適用射程を試すリトマス試験紙として、重要な機能を果たしています。例えば、将来世代は現在世代に対して、地球温暖化の進行を妨げることを請求する《権利》を持つという考え方が、しばしば主張されています。しかし、温暖化問題の第1の特徴により、いまだ存在しない将来世代が現在世代に対して《権利》を行使するためには、将来世代の意思を代理して行動するエージェントの存在を仮定する他はありません。ところが、温暖化問題の第2の特徴により、現在世代が地球温暖化の進行を妨げる措置を講じる場合(ケース1)と講じない場合(ケース2)とでは、将来世代のアイデンティティは異なるものとなる筈です。しかも、将来世代の《権利》を代理行使するエージェンシー契約は、ケース2で誕生する将来世代の場合にのみ意味を持ちますが、《権利》の代理行使が成功して現在世代が地球温暖化の進行を妨げる措置を講じる場合には、将来誕生する世代はケース1の世代であって、ケース2の世代ではありません。このように、将来世代の《権利》を代理行使するエージェンシー契約は、実際には締結される根拠がないことになるのです。

(2) 親となる幸福追求の《権利》 versus 出自を知る子の《権利》

生殖補助医療はひとの誕生に関わる技術であるだけに、非常に重要な倫理的な論点を数多く含んでいます。生殖補助医療のあり方を考えることは、先端医学の進歩によって可能になった技術をいかに利用すべきであるか、

あるいはその利用を自制すべき理由はなにかを考えることです。この問題を包括的に理解するためには、医療技術の眞の姿を理解するのみならず、技術の適用がもたらす可能性がある事態を直視して、法律やルールはそのような事態にいかに対処できるか、社会倫理、医療倫理の観点からはどうに考えるべきかという問題にまで視野を拡大して、論理的に検討する必要があるのです。さらにこの問題は、生殖医療技術の適用によって親となる幸福を追求する《権利》と、代理懐胎によって生を受けた子どもが自分の出自を知る《権利》との間の対立の可能性を含んでいます。それだけに、単に親となる幸福から疎外されたひとが、先端技術の助けを借りて幸福を追求する《権利》だけに焦点を合わせるのは、明らかに片手落ちです。親となる幸福を追求する《権利》を備えたひとには、自らの選択によって《権利》を行使するか、あるいは《権利》の行使を自制するかという《選択の自由》があります。これに対して、親の《権利》が行使された結果として誕生する子どもには、芥川龍之介の『河童』の世界ならざ知らず、生殖補助技術によって代理懐胎する女性から生を受けることに同意するか拒絶するかという《選択の自由》は与えられていないのです。このような構造の問題に対して、われわれはどのような社会制度と権利配分の仕組みを設計すべきなのでしょうか。これもまた、現在世代とその選択次第で生を受ける将来世代との間の《権利》の衝突の事例でありまして、伝統的な規範的アプローチの適用射程を試すリトマス試験紙のような機能を担っています。

これら2つの問題に対して、現在の我々には積極的な解答を提出する準備はありません。この報告をひとつの契機として活発な議論が進み、新鮮な貢献が誕生して、これらの難問を取り組む新たな進路が開拓されることを期待しています。

参照文献

- Arrow, K. J. (1951/1963): *Social Choice and Individual Values*, New York: John Wiley & Sons (ケネス・アロー著、長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社、1977年)。
- Arrow, K. J., A. K. Sen, and K. Suzumura, eds. (2002/2010): *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol. I published in 2002, Vol. II published in 2010, Amsterdam: North-Holland.
- Bentham, J. (1789/1907): *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Payne; Oxford: Clarendon Press, 1907 (ジェレミー・ベンサム著、山下重一訳『道徳および立法の諸原理序説』[関 嘉彦編『ベンサム、J. S. ミル』世界の名著第38巻] 中央公論社、1967年)。
- Bentham, J. (1843/1995): "Anarchical Fallacies." First published in England in Bowring, J., ed., *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. II, Edinburgh: William Tait, 1843; Republished in 1995, Bristol: Theommes Press, pp. 489-534.
- Bossert, W., and K. Suzumura (2010): *Consistency, Choice, and Rationality*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Deb, R., P. K. Pattanaik, and L. Razzolini (1997): "Game Forms, Rights, and the Efficiency of Social Outcomes," *Journal of Economic Theory*, Vol. 72, pp. 74-95.
- Gaertner, W., P. K. Pattanaik, and K. Suzumura (1992): "Individual Rights Revisited," *Economica*, Vol. 59, pp. 161-177.
- Gibbard, A. (1974): "A Pareto-Consistent Libertarian Claim," *Journal of Economic Theory*, Vol. 7, pp. 388-410.
- Hayek, F. von (1960): *The Constitution of Liberty*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Hope, T. (2004): *Medical Ethics — A Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press (トニー・ホープ著、児玉 聰・赤林 朗訳『医療倫理』岩波書店、2007年)。
- Kelly, J. S. (1987): "An Interview with Kenneth J. Arrow," *Social Choice and Welfare*, Vol. 4, pp. 43-62. Reprinted in Arrow, Sen, and Suzumura, eds. (2010).
- Mill, J. S. (1859/1977): *On Liberty*, London: Parker, 1859. Reprinted in Robson, J. M., ed., *The Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XVIII, Toronto: University of Toronto Press, 1977 (ジョン・スチュアート・ミル著、塙尻公明・木村健康訳『自由論』[岩波文庫] 岩波書店、1971年)。
- Nozick, R. (1974): *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell (ロバート・ノジック著、森村 進訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社、上巻1985年、下巻1989年)。
- 岡村 薫・鈴村興太郎・林 秀弥 (2009): 「小宮隆太郎教授とのインタビュー：八

幡・富士両製鉄の合併事件の回顧と評価を中心として」公正取引委員会・競争政策研究センター研究資料。

- Pattanaik, P. K., and K. Suzumura (1996): "Individual Rights and Social Evaluation: A Conceptual Framework," *Oxford Economic Papers*, Vol. 48, pp. 194-212.
- Peleg, B., H. Peters, and T. Storcken (2002): "Nash Consistent Representation of Constitutions: A Reaction to the Gibbard Paradox," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 43, pp. 267-287.
- Roemer, J., and K. Suzumura, eds. (2007): *Intergenerational Equity and Sustainability*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Sen, A. K. (1970): "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol. 78, pp. 152-157.
- Sen, A. K. (1970/1979): *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day. Republished, Amsterdam: North-Holland, 1979.
- Sen, A. K. (1976): "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol. 43, pp. 217-245.
- Sen, A. K. (1992): "Minimal Liberty," *Economica*, Vol. 59, pp. 139-159.
- Sen, A. K. (1996): "Legal Rights and Moral Rights: Old Questions and New Problems," *Ratio Juris*, Vol. 9, pp. 153-167.
- Sen, A. K. (2002): *Rationality and Freedom*, Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Sen, A. K. (2009): *The Idea of Justice*, London: Allen Lane.
- Sugden, R. (1985): "Liberty, Preference, and Choice," *Economics and Philosophy*, Vol. 1, pp. 213-229.
- Sugden, R. (1993): "Rights: Why Do They Matter, and to Whom?" *Constitutional Political Economy*, Vol. 4, pp. 127-152.
- Suzumura, K. (1978): "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol. 45, pp. 329-342.
- Suzumura, K. (1980): "Liberal Paradox and the Voluntary Exchange of Rights Exercising," *Journal of Economic Theory*, Vol. 22, pp. 407-422.
- Suzumura, K. (1983): *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press.
- Suzumura, K. (1996): "Welfare, Rights, and Social Choice Procedure: A Perspective," *Analyse & Kritik*, Vol. 18, pp. 20-37.
- Suzumura, K. (1999): "Consequences, Opportunities, and Procedures," *Social Choice and Welfare*, Vol. 16, pp. 17-40.
- 鈴村興太郎 (2001): 「社会的選択の観点からみた【公】【私】問題」佐々木 毅・金 泰昌編『経済からみた公私問題』[シリーズ『公共哲学』第6巻] pp. 39-79。
- Suzumura, K. (2002a): "Introduction to Social Choice and Welfare," in Arrow, K. J., A. K.

- Sen, and K. Suzumura, eds., *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol. I, Amsterdam: North-Holland, pp. 1-32.
- 鈴村興太郎 (2002b):「世代間衡平性の厚生経済学」『経済研究』第53巻、pp. 193-203。
- Suzumura, K. (2005): “An Interview with Paul Samuelson: Welfare Economics, ‘Old’ and ‘New’, and Social Choice Theory,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 25, pp. 327-356.
- 鈴村興太郎 (2006):『世代間衡平性の論理と倫理』東洋経済新報社。
- 鈴村興太郎 (2009):『厚生経済学の基礎——合理的選択と社会的評価——』岩波書店。
- Suzumura, K. (2010a): “Welfarism, Individual Rights, and Procedural Fairness,” in Arrow, K. J., A. K. Sen, and K. Suzumura, eds., *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol. II, Amsterdam: North-Holland, pp. 605-685.
- 鈴村興太郎 (2010b):『社会的選択の理論・序説』東洋経済新報社、近刊予定 (『経済計画理論』筑摩書房、1982年の増補改訂版)。
- 鈴村興太郎・宇佐美 誠・金 泰昌編 (2006):『世代間関係から考える公共性』[シリーズ『公共哲学』第20巻] 東京大学出版会。
- Suzumura, K., and Y. Xu (2001): “Characterizations of Consequentialism and Non-Consequentialism,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 101, pp. 423-436.
- Suzumura, K., and Y. Xu (2003): “Consequences, Opportunities, and Generalized Consequentialism and Non-Consequentialism,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 111, pp. 293-304.
- Suzumura, K., and Y. Xu (2004): “Welfarist-Consequentialism, Similarity of Attitudes, and Arrow’s General Impossibility Theorem,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 22, pp. 237-251.
- van Hees, M. (1999): “Liberalism, Efficiency, and Stability: Some Possibility Results,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 88, pp. 294-309.